

現地対策班

周辺農場支援グループ

防疫作業マニュアル

目 次

1	主な役割	1
2	疑い事例発生時（殺処分開始前に行う準備）	1
	（1）異常豚の有無の確認	
	（2）周辺農場対応	
	（3）防疫支援センターに参集	
	（4）移動制限区域内の農場へ移動	
3	病性判定時（殺処分開始）	2
	（1）移動・搬出制限の伝達	
	（2）異常豚の立入検査	
	（3）発生状況確認検査	
	（4）出荷支援対策	
4	防疫措置完了後	5
	（1）清浄性確認検査（陰性）	

様式

- 異常豚の届出を受けた際の報告
- 異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）
- と畜場出荷許可証
- 移動許可証

1 主な役割

周辺農場支援グループは主に下記の取り組みを行う。

- 異常豚の通報対応
- 周辺農場の立入検査
- 出荷支援対策
- その他、周辺農場支援に関係する作業

2 疑い事例発生時（殺処分開始前に行う準備）

リーダー	家畜保健衛生所 1 名
サブリーダー	家畜保健衛生所 1 名
異常豚通報・検診	家畜保健衛生所 18 名
立入・経営支援	家畜保健衛生所 5 名

（1）異常豚の有無の確認

疑い事例の農場周辺や関連がある農場より異常豚がいる場合が想定される。周辺農場支援グループ員は、発生農場から半径 10km 以内の農場に電話し、異常豚の有無を確認し、異常豚がいた場合は速やかに管理グループに報告し、農場の検診を実施する（詳細は『（4）各種検査について』参照）。

（2）周辺農場対応

- ア 防疫マップを用い、疑い事例農場を中心とし、移動制限区域（半径 3km）、搬出制限区域（半径 10km）の地図を作成、制限区域内の農場をリストアップする。
- イ 制限区域にかかる市町村、近隣の都道府県及び関係機関への連絡を行う。
- ウ 制限区域にかかる農家へ電話等により連絡し、移動制限区域内の農場には移動・搬出の自粛を要請し、消毒を指導する。
- エ 病性判定時に備え、周辺農場立入準備を行う。

（3）防疫支援センターに参集

病性判定後、防疫支援センターグループ員は速やかに防疫支援センターに参集する。

（4）移動制限区域内の農場へ移動

3 病性判定時（殺処分開始）

○ グループの構成

リーダー	家畜保健衛生所 1 名
サブリーダー	家畜保健衛生所 1 名
立入・経営支援	23 名（家畜保健衛生所 13, 研究職 2, 市町村 8）
電話調査	1 名（保健福祉部 1）
異常畜通報	8 名（家畜保健衛生所 5, 研究職 3）

（1）移動・搬出制限の伝達

制限区域の設定を行った後、速やかに市町村対策本部と連携し、当該区域内の豚等の所有者に対し、発生農場の所在地及び以下の事項について、電話、FAX、メール等により連絡する。

ア 生きた豚等、豚等の死体、移動制限区域内で採取された精液及び受精卵、豚等の排泄物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具について、移動制限区域内の農場については移動の禁止、搬出制限区域内の農場については当該区域からの搬出を禁止すること。

イ 移動制限区域内の農場については、原則として 24 時間以内に検査を実施し（発生状況確認検査）、全ての発生農場の防疫措置の完了（殺処分、死体の処理、汚染物品の処理及び畜舎等の消毒（1 回目）の完了）後 17 日が経過したのちに、再度同様の検査を行う（清浄性確認検査）こと。

ウ 移動制限区域の解除については、清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認され、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 28 日が経過している必要があること。

エ 搬出制限区域の解除については、清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されている必要があること。

（2）異常豚の立入検査

異常豚の立入検査及び、その他の検査に際し豚コレラを疑う場合は、異常豚及び同居する豚等に対する体温測定をはじめとした徹底した臨床検査を行い、異常豚を含む豚等の群の状況について、持参したデジタルカメラで撮影し、異常豚の届出を受けた際の報告、異常豚が所在する農場等に関する疫学情報を記載し、管理グループに報告する。県対策本部と農林水産省動物衛生課との協議により検査実施が決定した場合、以下の措置を講じる。

ア 症状を呈する豚等及びそれと同居する豚等の血液（血清及び抗凝固剤加血液）を採取し、これを豚等の死体又は豚コレラウイルスの感染が疑われる豚等と共に県北家畜保健衛生所に運搬する。

イ 検査において当該豚等の死体又は豚コレラウイルスの感染が疑われる豚等から、病性鑑定に必要な検体（扁桃、腎臓及び脾臓を必ず含める）を採材する。

ウ 法第 32 条第 1 項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

- (ア) 生きた豚等
- (イ) 採取された精液及び受精卵
- (ウ) 豚等の死体
- (エ) 豚等の排泄物等
- (オ) 敷料，飼料及び家畜飼養器具

エ 当該農場への関係者以外の者の立入を制限する。

オ 当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

* 臨床症状については，特に以下の症状があるかの確認を行う。

- ① 発熱，元気消失，食欲減退
- ② 便秘，下痢
- ③ 結膜炎（目やに）
- ④ 歩行困難，後躯麻痺，けいれん
- ⑤ 耳翼，下腹部又は四肢等の紫斑
- ⑥ 削瘦，被毛削剛（いわゆる「ひね豚」）
- ⑦ 異常産の発生
- ⑧ ①～⑦までに掲げる臨床症状のいずれかを伴う死亡

* 現地に携行する用具

- ① 農場立入用衣類：長靴，防疫衣類，手袋，シューズカバー，メディカルキャップ，防塵マスク等
- ② 臨床検査用器材：体温計，保定用具（ワイヤー，ロープ等），白布（消毒薬に浸し，その上に3の器材を置くために用いる。），鎮静剤，懐中電灯等
- ③ 病性鑑定材料採取用器材：採材用器具（解剖器具，採血器具（採血針，採血管，採血ホルダー等）），アルコール綿，保冷資材，クーラーボックス，病性鑑定材料輸送箱，カラスプレー，ビニールシート等
- ④ 連絡及び記録用器材：携帯電話，事務用具，各種様式用紙（異常豚の届出を受けた際の報告，異常豚が所在する農場等に関する疫学情報），地図，防水デジタルカメラ，画像送受信機等
- ⑤ 消毒用器材：バケツ，消毒薬，噴霧消毒器等
- ⑥ その他：ガムテープ，ビニールテープ，カッター，ハサミ，ビニール袋，着替え，食料品等

(3) 発生状況確認検査

移動制限区域内の農場については、原則として 24 時間以内に臨床検査及び血液検査、抗原検査及び血清抗体検査を行う。なお、検査頭数は以下のとおりである。

飼養頭数	採材頭数
1～15 頭	全頭
16～20 頭以上	16 頭
21～40 頭以上	21 頭
41～100 頭以上	25 頭
101 頭以上	30 頭

(4) 出荷支援対策

以下の事項に該当する場合は制限の対象外とすることができる。

ア 制限区域内の豚のと畜場への出荷

・移動制限区域内

次の（ア）の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の豚等について、農林水産省動物衛生課と協議の上、事業を再開した移動制限区域内のと畜場に出荷させることができる。

そのため、グループ員は農家より要望があった場合、これらの検査を実施し、要件を満たすと判断され出荷を許可した際には、農家に対しと畜場出荷許可証を発行、と畜場へ提出することを指示し、豚の移動時には（イ）の措置を講じるよう指導する。

（ア）要件

- a 臨床検査及び血液検査、抗原検査及び血清抗体検査により陰性が確認されていること。
- b 出荷しようとしている豚等又は当該豚等と同一の畜舎の豚等について、出荷日から遡って 3 日以内に採材した検体が PCR 検査又は蛍光抗体法により陰性と確認されていること（出荷する畜舎ごとに 5 頭がいる場合は、少なくとも 1～3 頭検査を実施する）。

（イ）豚の移動時に農家が講じる措置

- a と畜をする当日に移動させる。
- b 移動前に、臨床的に農場の豚等に異常がないか確認する。
- c 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- d 荷台は体液等の漏出防止措置を講じる。
- e 車両は、他の豚等の飼養場所を含む関連施設に侵入しない。
- f 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- g 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- h 移動経過を記録し、保管する。

・搬出制限区域内

搬出制限区域内の農場の豚等について、農林水産省動物衛生課と協議の上、農家に対しと畜場出荷許可証を発行し、搬出制限区域外のと畜場に出荷させることができる。

この場合、当該出荷前に家畜防疫員による臨床検査で異常がないことを確認するとともに、出荷前後及び出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するよう指導する。

また、農家に対しと畜場出荷許可証をと畜場に提出するよう指示する。

イ 制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動

(ア) 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的な異常がないことを確認した制限区域内の農場の豚等の死体及び敷料、飼料、排せつ物等について、都道府県は、農林水産省動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。その際には農家に対し移動許可証を発行する。

(イ) 移動時には、次の措置を講ずる。

- a 移動前に、家畜防疫員が当該農場の豚等に異常がないか確認する。
- b 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- c 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- d 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- e 複数の農場を連続して配送しないようにする。
- f 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- g 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- h 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- i 移動経過を記録し、保管する。

4 防疫措置完了後

(1) 清浄性確認検査（陰性）

移動制限区域内の農場については、全ての発生農場の防疫措置の完了（殺処分、死体の処理、汚染物品の処理及び畜舎等の消毒（1 回目）の完了）後 17 日が経過したのちに、再度 3 - (4) と同様の検査を行う。

異常豚の届出を受けた際の報告

茨城県〇〇家畜保健衛生所

- 1 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分

- 2 届出者
氏 名： (職 業：)
住 所： (電話番号：)

- 3 異常豚の所在
住 所： (電話番号：)
所有者氏名：

- 4 届出事項
(畜種別、繁殖、育成又は肥育等の用途別に聴き取ること。)
飼養頭数：
うち異常頭数：

- 5 おおまかな症状、病歴及び診療履歴等：

- 6 既に講じた措置：

- 7 その他関連事項（疫学情報等）：

- 8 届出者への指示事項：

- 9 届出受理者氏名：

- 10 処置
(1) 通報（時間）
所長： 茨城県畜産課：
(2) 現地調査
氏名： 出発時間：

異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）

茨城県：

家畜保健衛生所：

担当：

- 1 現地調査 日時： 年 月 日 時 分
- 2 豚等の所有者 住所：
畜舎の所在地（家畜所有者の住所と異なる場合）：
氏名：
- 3 農場従業員数及び農場管理責任者名：
- 4 家畜種及び飼養形態：
- 5 飼養頭数：
- 6 病畜頭数：
- 7 症状、病変及び病歴（経時的に詳細に記載）：
- 8 病性鑑定材料（部位、検体数及び保管方法）：
- 9 当面の措置状況（検体送付後の措置等）：
- 10 過去28日間に当該農場に出入りした豚等の履歴：
- 11 過去28日間に出入りした人・車両の履歴及びそれらの巡回範囲
（1）人（獣医師、人工授精師）：
（2）車両（家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両）：
- 12 堆肥の出荷先：
- 13 精液及び受精卵の出荷先：
- 14 その他参考となる事項（周辺農場の戸数（3 km、10 km）、周辺農場の豚等の様子等）：

畜 第 号
年 月 日

殿

家畜保健衛生所長

と畜場出荷許可証

あなたが所有（管理）する下記の家畜は，検査の結果豚コレラに感染していないことが確認されたので，家畜伝染病予防法第32条第1項の規定に基づく制限の対象外とし，と畜場への出荷を許可する。

記

- 1 家畜の種類 豚
- 2 搬入頭数 頭
- 3 と畜を行う場所
- 4 その他

移動許可証

移動許可番号

1 申請者の住所

氏名

2 動物の種類及び品種 豚
又は物品の種類

3 頭数及び数量 頭

4 荷送人住所

氏名

上記は移動の許可を受けたことを証明する。

年 月 日

茨城県

家畜保健衛生所長